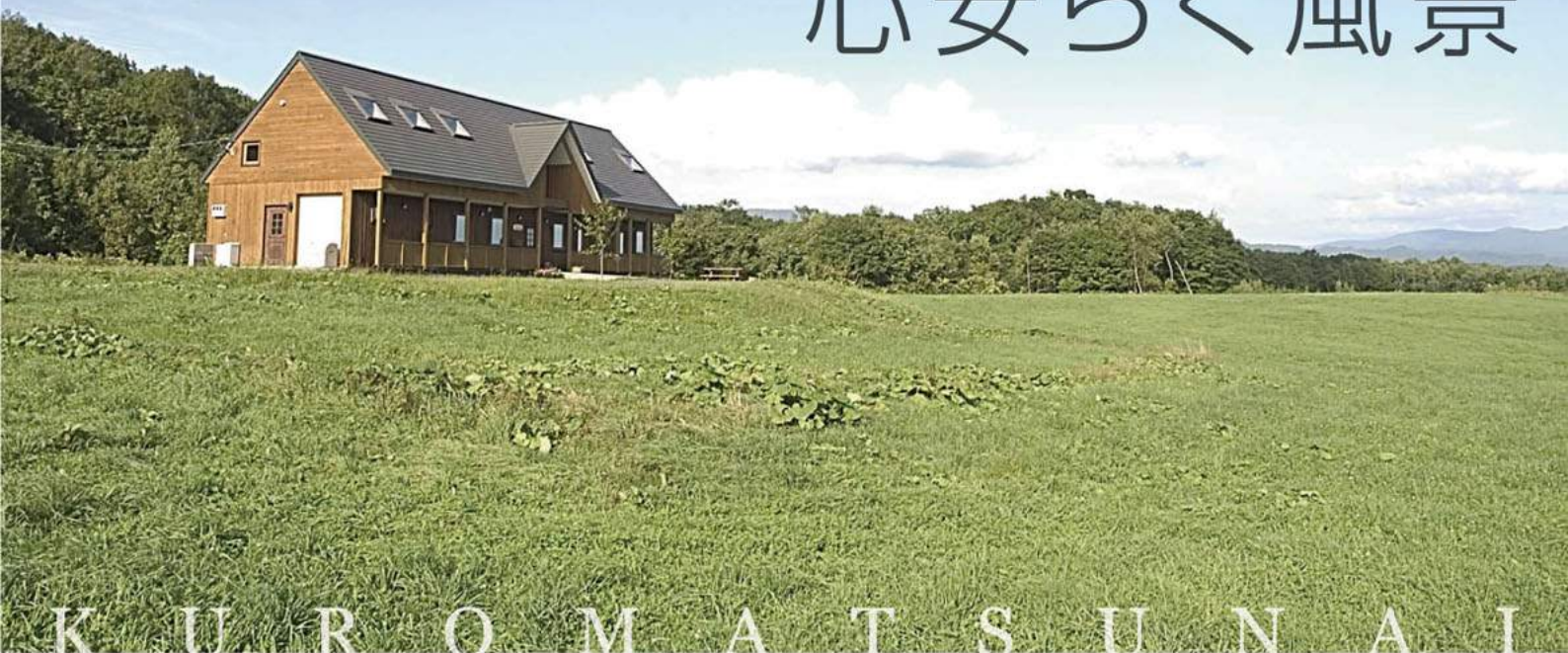


未来へつなげよう 私たちの宝

黒松内の 心安らぐ風景



景 観 へ の 思 い

私たちの田舎・黒松内は、春夏秋冬彩を変える豊穡の歌オブナ林、滔々と流れる母なる朱太川、麓を見守る黒松内岳などの多様な自然、そして酪農を象徴する牧歌風景、馬鈴しょや蕎麦畑に広がるのどかな花の情景、黄金色に輝く稲穂や麦の穂など先人が培った農の営みの積み重ねが、安らぎに満ちた素朴な原風景を育んできました。

人々の衣・食・住も溶け込んだ原風景は、ここにしかない歴史と文化と生活の営みを表現し、見る者に潤いと安らぎを与える景観です。

ゆっくり歩いて目に入った景観・・・もう一度見たい、

今度も見たい景観、忘れられない景観、

見たいものしかない・・・

見たいものが見やすい・・・

そんな景観が黒松内にあります。

私たち町民は、先人から受け継いだふるさと黒松内の景観が、黒松内を愛するすべての人々にとってかけがえのない共有財産であることを認識し、後世に引き継ぐ重大な責務を負っていることをいつまでも忘れません。

自然にやさしく・人にやすらぎの^{まち}田舎
ブナ北限の里づくりをめざして



以前の黒松内市街地の風景(昭和59年)

これまでの景観づくり

黒松内町では、歌オブナ林をまちの象徴として位置付け、朱太川、牧歌風景、そして歴史、文化、生活の営みなどの地域の資源、人材を活用し、都市と農村の交流をまちづくりの基本理念としたヨーロッパ型の農村づくり「ブナ北限の里づくり」を平成の幕開けからスタート。

宿泊施設、博物館兼工房、特産品加工施設等をランドマークとして整備、一方でブナの森や川など安らぎの空間、自然体験イベント、オリジナルの食の提供などソフト面での取組の一環として、次のような景観施策に取組んできました。

- 平成 2年 クリーンボックスのデザイン統一(設置助成開始)、誘導案内板の規格統一(25箇所設置)
- 3年 歌オ自然の家開館(交流施設の緑の三角屋根、塔の基本となる)
- 7年 ブナ里景観ガイドプラン策定(景観づくりの具体的な方針)
- 8年 ふるさと景観条例制定・フラワー推進協議会設立
- 10年 ふるさと景観形成指針策定
- 12年 ふるさと景観形成奨励事業・景観修景事業実施基準等施行
- 14年 ごみポイ捨て等防止条例制定
- 15年 町内にある野積廃自動車を撤去
- 16年 「景観法」施行
- 20年 3月1日 景観法で定める「景観行政団体」になる
- 21年 4月1日 景観法で定める「景観計画」策定

「^{ふな}樫」から「^{ふな}横」へ

ブナは、製材として加工しにくいなどの理由から、価値のない木として、一般的に「木」偏に「無」と書いて「^{ふな}樫」と書きます。

しかし、美しい樹相から「森の母」、保水力が下木や動植物を助けることから「森の医者」ともいわれ、自然環境のシンボルとして高い評価を得ていることや、北限のブナ林として天然記念物に指定され、黒松内に住む人々の誇りであり、黒松内にとって欠かすことのできない貴重な存在であることから、独自に「木」偏に「貴」と書いて「^{ふな}横」と読ませています。



現在の黒松内市街地の風景(平成17年)

contents (目次)

景観への思い／これまでの景観づくり……………	1
これからの景観づくり……………	3
こんなときには必ず届出を！ 届出に必要な書類／届出の流れ……………	5
景観を乱す行為は認めません！／黒松内の指定色……………	6
黒松内の景観ルール 届出対象となる行為……………	7
行為の制限[景観形成基準]……………	8
景観に重要な建造物と樹木……………	9
屋外広告物の景観配慮／道路や河川などの公共施設／景観とつなげる農業……	10

●黒松内町景観計画の位置付け

景観法(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づいて策定した景観計画です。

これからの景観づくり

見たいものしかない、ヨーロッパの農村風景。

人々の衣・食・住も溶け込んだ統一感ある景観は、そこにいるだけで心が癒されます。

町が整備したランドマークは緑の三角屋根で統一、個人住宅も色彩の統一化を奨励し、町並みは20年間で様変わり。

ランドマークを起点終点にイギリス発祥のフットパスが結び付け、歩くスローな始点から、景観を楽しみ、地元の味を食し、滞在する方の姿を見かけられるようになりました。

この景観に更に磨きをかけ、バランスに優れ、趣のある、“黒松内型”の景観を守り育てていくため、5つの基本方針を定めます。



黒松内が目指すヨーロッパの農村風景

景観を育む5つの基本方針



1 ふるさと黒松内の自然を守り・育み・活用します。

先人たちが守ってきた黒松内の自然。歌オブナ林をはじめとする広葉樹と朱太川のせせらぎは、四季折々の風景を私たちに与えてくれます。

この自然を守り、育み、自然体験や環境学習などへ活用します。

2 ふるさと黒松内の農業を守り・育て・活用します。

農業の生業がもたらす牧歌的風景は、農産物の安定的な生産だけでなく、動物や植物が成長するよこびの場としても機能しています。

この農業を守り、育て、地域ブランドの確立や食育などへ活用します。

3 人々の生活が溶け込みます。

私たちは、優れた景観の中で暮らしていることの価値を理解し、自分に何ができるかを考える必要があります。生活に欠かせない衣・食・住にこだわりを持ち、落ち着きがあり統一感のある景観を創造します。

4 スローな視点から景観を育んでいきます。

歩くスピードだと、普段見えないものが見えてきます。スローな視点でも満足できる景観を、じっくり時間をかけて育んでいきます。

5 妥協しない景観づくりに取組んでいきます。

“見たいものしかない黒松内町”をつくり上げるため、黒松内町を愛する人々が互いに協力し合い、妥協しない景観づくりに取組んでいきます。



黒松内のブナ林

天然記念物「歌オブナ林」



黒松内市街地から2kmの場所に約92haのブナ原生林が広がっています。昭和3年10月22日、自生北限のブナ林として天然記念物に指定。

以後2回の伐採の危機（大戦時の零戦用プロペラ材、昭和29年時の村の赤字財政補填）がありましたが、ブナの学術的な価値の保存を訴えた大学教授と地域住民の嘆願により難を逃れ、現在に至っています。

平成20年に開催された「北海道洞爺湖サミット」において、気候変動のモニタリングサイトの配置が決まり、ブナの北進及び動物の生態変化が監視されることとなっています。

北海道遺産「北限のブナ林」

平成16年、天然記念物・歌オブナ林をはじめ、白井川、添別両ブナ林を含めた「北限のブナ林」は北海道遺産に選定されました。



景観特性による区域の分類とそれぞれの基本方針

美しい農村景観を形成するため、区域別に基本方針を定めます。

1. 市街地区域

(1区～14区、熱郛公住・黒松内公住)



朱太川の中流部、道道などが軸を成し、JR黒松内駅を中心に、暮らしに密着した商店街と住宅街が広がり、学校や町民センターなどの文教施設、社会福祉施設により形成されています。

●市街地区域の基本方針

- 1 住宅及び住宅に付属する工作物は、落ち着いた色彩に統一するとともに、緑を増やし、その他区域(農村・自然)をつなぐ緑の回廊をつくり、身近な自然を取り戻します。
- 2 小道全体を生活・交流・散策の広場として位置付け、ベンチを設置するなど簡易に整備し、多様に活用します。
- 3 公共施設周辺には、樹木を植栽し花壇を整備します。
- 4 運動公園内は、子供からお年寄りまでくつろげる植栽をします。
- 5 住宅街には、樹木や生垣の植栽を働きかけます。

●景観重要形成区域の指定

分類にかかわらず、景観形成において特に重要とされる地域については、景観重要形成区域に指定することができます。

2. その他区域

(市街地景観区域以外の地区)



黒松内岳をはじめとした山々や北限のブナ林を中心とする豊かな森林、朱太川水系河川の源流部などの自然を背景に、牧草地と牛舎、馬鈴しょ畑などの牧歌的風景、農道沿いの防風林と雑木林、そして小川などの農業と身近な自然が広がり、国道や道道、朱太川とその水系河川が軸景観を形成しています。

●その他区域の基本方針

- 1 住宅、住宅に付属する工作物及び農業施設は、落ち着いた色彩に統一するとともに、樹木や生垣による生活感の遮蔽を誘導します。
- 2 先人の植えた樹を守り、使われなくなった古い家屋等を住宅や工房にリフォームするなど新しい生命を吹き込み、歴史を引き継いでいきます。
- 3 スノーポール等、工作物の景観配慮に努めます。
- 4 国道、道道、町道沿いの廃屋及び堆積している再生資源について、撤去や修景を誘導します。
- 5 農村景観を見渡せる眺望点や野の小道沿いに、デッキやベンチを設置するなど簡易に整備します。
- 6 農業生産と調和させながら、防風林、牧野林、湿地を守り育てます。
- 7 水を育むため、水源涵養機能の高い天然林の育成や複層林の造成を進めます。
- 8 背景となる丘や森林の土地形状を変更する際は、地の利を活かす、とともに、緑化するよう誘導します。



黒松内の守るべき自然

黒松内の清流



町内を縦貫する朱太川をはじめ、豊かな森が育んだ美しい川が流れています。

鮎やヤマメ、イワナなどを目的に多くの釣り客が訪れ、7月上旬にはフライフィッシングの楽しさ、マナーなどを一流の講師陣から学ぶことができるイベントが有志により開催されるなど、大切な資源として活用されています。

歌才湿原



国道5号の両側に広がる歌才湿原は、道南地方にはめずらしい高層湿原で、道内では最も古い湿原の一つです。国道沿いの低地にありますが、通常高山にある湿原でしか見ることができない草花も見ることができます。

6月にはエソカンゾウが咲きそろい、一面が山吹色に染まります。

こんなときには必ず届出を！

次の行為を行なうときは、事前に届出が必要です。【平成21年10月1日からスタート】

新築・増改築
したい

壁や屋根を
塗り替えたい

さく・掘を
作りたい

車庫や物置を
作りたい

土地を
畑にしたい

庭の林を
伐採したい

土石や
廃棄予定の
ものを
積んでおきたい

上記は一例です。また、行為の規模や内容によって届出の必要が無い場合もありますので、7pの表で御確認ください。

■届出に必要な書類

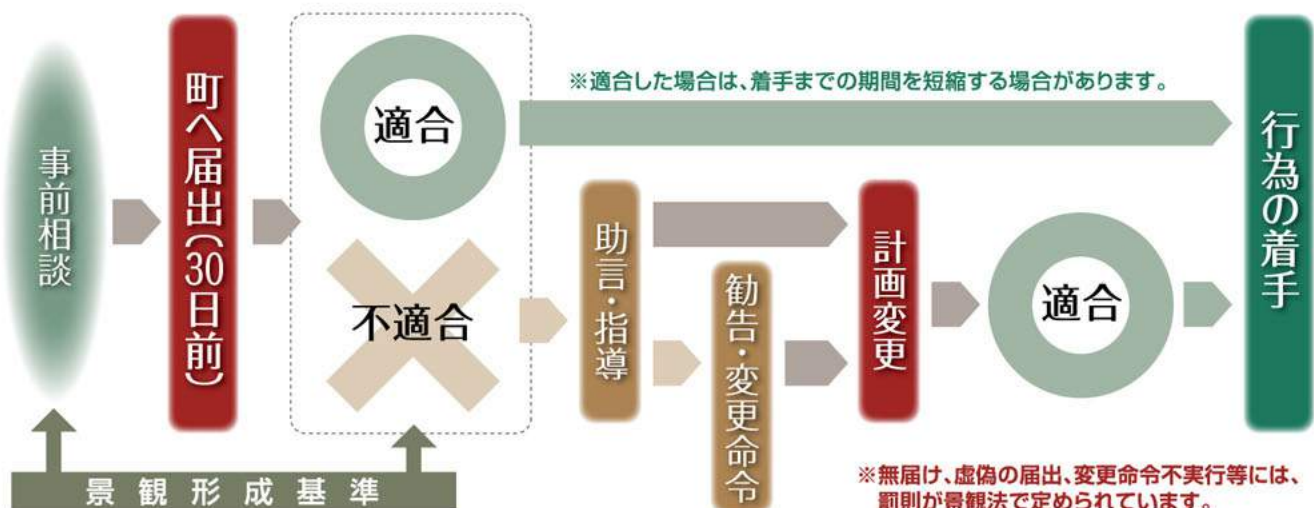
●共通

- (1) 届 出 書 行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日など記載
【ホームページからダウンロードできます。】
- (2) 図 面 敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(2500分の1以上)
 - ① 土地の形質変更: 変更を行う範囲・方法、法面処理方法、緑化方法を記載
 - ② 樹木の伐採: 伐採を行う範囲及び伐採後に行う措置を記載
 - ③ 土石・廃棄物・再生資源等の堆積: 堆積する範囲・方法、緑化方法を記載
- (3) 写 真 敷地及び敷地の周辺の状況を示す写真
- (4) そ の 他 参考となるべき事項を記載した書類【届出の内容により、必要となる場合があります。】

●建築物・工作物

- (1) 配 置 図 敷地内での位置を表示する配置図(100分の1以上)
- (2) 立 面 図 色彩が施された2面以上の立面図(50分の1以上)

■届出の流れ



■ 景観を乱す行為は認めません！

届出の内容が「行為の制限[景観形成基準](8p)」に適合しない場合は、景観法に基づき「変更命令」「勧告」を行いますので、御注意を！

変更命令

建築物の新築及び工作物の新設で、形態意匠が景観形成基準に適合しない行為に対し行います。変更命令に従わない場合は、景観法の規定により50万円以下の罰金に処せられることがあります。

勧告

変更命令を行う以外で、景観形成基準に適合しない行為に対し行います。

※景観形成基準に適合しない届出に対し直ちに変更命令・勧告を行うのではなく、届出者と協議しながら進めます。

■ 黒松内の指定色

建築物及び車庫等の立体的な工作物の色彩は、黒松内町が定めた指定色以外の色彩を用いることを基本的に認めません。やむを得ず指定色を採用しない場合は、その都度、町と協議することとなります。詳しくは、「行為の制限[景観形成基準](8p)」の表で御確認ください。

	色相	明度	彩度
屋根色彩	5GY	3	1
	5R	3	1
	5RP	2	1
	N3	—	—
外壁色彩	7. 5YR~10YR	3以上7以下	1以上4以下
	Y	3以上7以下	1以上4以下
	GY	3以上7以下	1以上4以下
	N5~N7. 5	—	—

※ただし、色相YRの場合、外壁表面仕上げにおいてデザインにより明るさが抑制される場合は、明度は3以上8以下とする。

屋根の色数：1色に統一
外壁の色数：できる限り少なく



特例

	屋根	外壁
色見本		
多色	10G4/10 (グリーン)	5R4/14 (A05-40X)

農業者が使用する建築物及び立体的な工作物。ただし、住宅の用に供する建築物を除く。

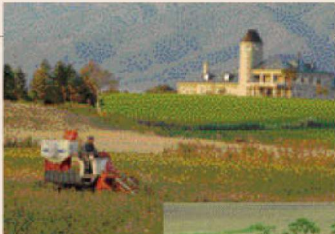
(色彩の表示は、日本工業規格Z 8 7 2 1 (色の表示方法—三属性による表示)に指定されたマンセル表色系によるものとする。)

黒松内の守るべき農

自然とともに歩む農業



基幹農業は「酪農・畜産」です。乳牛と肉牛の飼育頭数は3,652頭(H20.2.1 現在)と、黒松内は人より牛が多いまちです。町内各所には牧草地が広がり、なだらかな丘陵地に草を食む牛やサイロがアクセントとなった牧歌的風景や馬鈴しょ畑など、森と建物と農地の調和した空間を眺めることができます。



黒松内の景観ルール

■届出対象となる行為

届出対象行為		規	模
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さ3m以上又は建築面積10㎡以上	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩変更	上記の規模を超える建築物の外観・色彩変更	
工作物	新設・増設・改設・移転	さく、塀、擁壁、その他これらに類するもの	高さ1m以上 (道路法第2条第1項に規定する道路、同条第2項に規定する道路の附属物及び鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設の用に供するものを除く。)
		その他の工作物	高さ4m以上又は築造面積100㎡以上 (道路法第2条第1項に規定する道路、同条第2項に規定する道路の附属物及び鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩変更		上記の規模を超える工作物の外観・色彩変更
土地の形質変更		面積1,000㎡以上	
樹木の伐採		一体となる面積50㎡以上の樹林地又は並木の伐採	
土石・廃棄物・再生資源等の堆積		高さ3m以上又は面積100㎡以上で堆積期間が90日以上	

届出が不要な行為

1. 上記の届出対象行為の規模に満たない行為。
2. 都市計画法第4条第12項の規定による許可を要する行為。
3. 森林法第10条の2の規定による許可及び第10条の8の規定による届出の要する行為。
4. 北海道自然環境等保全条例第30条第1項第5号の規定による許可を要する行為。
5. 農業の用に供する有機物資源(堆肥)の堆積。
6. 景観に支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為

※上記以外にも景観法第16条第7項には、届出を要しない行為の規定があります。また、2、3、4については、各法令に基づく許可等が必要です。



“黒松内”を楽しむ

フットパス



イギリス発祥の「フットパス」をボランティアとともに手づくりで整備しています。

離れた場所にある交流施設間を結ぶ4コース(26km)に加え、今後も新たなコースが自然発生的に増えることが予想されます。

自然や農村景観を眺め自分のペースで歩き、随所で黒松内の食を味わいます。

黒松内の食



平成元年、特産もち米「おんねもち」の焼酎の委託醸造からはじまり、風土が似ているヨーロッパの田舎の食を、地元産品を原材料に使い、製造してきました。

民間でも、ミネラルウォーター、おからの出ない豆腐、朱太川の鮎など、黒松内オリジナルの食で、おもてなしをできる環境が整ってきました。

■ 行為の制限 [景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準
建 築 物	高 さ	● 市街地区域 13m以下 ● その他の区域 10m以下 ※機能上、やむを得ない場合を除く。
	配 置	商業地区 (2区から6区までの商店街) ● 町並みの連続性と調和に配慮し、店先に緑化を行なう。 ● 道路や隣地の境界から1m以上後退距離をとる。 その他の地 区 ● 地域の周辺環境と町並みの連続性に配慮し、道路・隣地との距離を確保して敷地に対してゆとりある配置にするとともに、緑化を行なう。 ● 道路や隣地の境界から、2m以上後退距離をとる。(附属建物1m以上)
	屋 根	● 色数は1色に統一し、色彩は別に定める指定色とする。なお、素材の関係上、指定色以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。 ● 形態は、周囲と調和する形態とする。
	外 壁	● 色数はできるだけ限り少なくし、色彩は別に定める指定色とする。なお、素材の関係上、指定色以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。ただしレンガや木などの天然素材及びコンクリートを外壁に用いる場合は、特例として認めるが、ステンレス等の金属類は、その都度町と協議する。
	そ の 他	商業地区 (2区から6区までの商店街) ● 原色を用いたのぼり・看板等は使用せず、まち並みと調和した色彩を用いるよう配慮する。 ● 夜間照明は、趣ある景観を創出するよう暖色系を用いる。 ● 自動販売機は、原色を用いたものを極力さけ、まち並みと調和した色彩を用いるよう配慮する。 その他の地 区 ● 主たる建築物に付属する工作物(高さ4m未満又は100㎡未満の物置・車庫・灯油タンク等)は、建築物と調和した色彩を用いるよう配慮する。
工 作 物	さく・塀・擁壁・その他これらに類するもの	● 建築物と一体となるさく・塀・擁壁は、高さ1.2m以下とし、建築物と調和した色彩を用いるよう配慮する。 ● 土石・廃棄物・再生資源等の堆積に要するさく・塀・擁壁を設ける場合は、高さ3m以下とし、色彩は原色を避け、周囲と調和した色を採用する。なお、表面に看板を設ける場合は、表面積の20%以下とし、色彩に配慮する。
	高さ4m以上又は100㎡以上の車庫等の立体的な工作物	● 高さ：原則13m以下とするが、機能上やむを得ない場合は、その都度町と協議する。 ● 配置：道路や隣地の境界から後退距離2m以上を確保し、敷地に対しゆとりのある配置にするとともに、緑化を行なう。 ● 屋根：色数は1色に統一し、色彩は別に定める指定色とする。なお、素材の関係上、指定色以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。 ● 外壁：色数はできるだけ限り少なくし、色彩は別に定める指定色とする。なお、素材の関係上、指定色以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。ただし、レンガや木などの天然素材及びコンクリートを外壁に用いる場合は、特例として認めるが、ステンレス等の金属類はその都度町と協議する。
	そ の 他 の 工 作 物	● 高さ：原則13m以下とするが、機能上やむを得ない場合は、その都度町と協議する。 ● 外壁：原色を避け、周囲と調和した色とする。ただし、レンガや木などの天然素材を外観に用いる場合は、特例として認めるが、ステンレス等の金属類は、その都度町と協議する。
土地の形質変更		● できる限りがけをつくらぬよう工夫し、緑化を行なう。なお、がけが擁壁の場合は壁面を周囲と調和する色彩とし、法面の場合は緑化を行なう。
樹 木 の 伐 採		● 公有林・地域森林計画対象民有林以外で、敷地面積50㎡以上の樹林及び並木は保存することとし、伐採の目的がやむを得ない場合は、その都度町と協議する。
土石・廃棄物・再生資源等の堆積		● 原則、高さ3m以下、面積1,000㎡以下とし周辺の緑化を行なう。ただし、やむを得ない場合は、その都度町と協議する。

※上記景観形成基準は景観法第8条第3項第2項の規定に基づき定める基準です。

※景観法第17条第1項で定める形態意匠について変更命令を行うことができる特定届出対象行為は、建築物の新築及び工作物の新設とします。

景観に重要な建造物と樹木

1) 景観重要建造物

町民や黒松内に訪れる方々に親しまれている建造物で、公共空間から誰もが容易に見ることができ、次の項目に該当する建造物については、所有者の意見を聞いた上で、景観重要建造物として指定します。

- 牧歌的風景や自然景観に溶け込み、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 優れたデザインからなり、景観の重要性が高いもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などの視点から、その特性が地域を象徴するもの



歌才自然の家(自然体験学習宿泊施設)

周囲の自然景観を壊さないよう、黒松内の交流施設は「シンボルの塔」「緑の三角屋根」「落ち着いた色彩」を基本コンセプト採用しています。

2) 景観重要樹木

町民や黒松内に訪れる方々に親しまれている樹木で、十分な樹高があり樹幹も太く、健康な状態を維持し、公共空間から誰もが容易に見ることができ、次の項目に該当する樹木については、所有者の意見を聞いた上で、景観重要樹木として指定します。

- 周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観の形成に寄与するもの
- 長い時間町民に親しまれ、愛され、大切にされてきたもの



農村特有の牧歌風景

放牧地でシンボルとして保存されているブナ。農村風景とブナ林を中心とした自然が、黒松内の牧歌風景を築いています。



黒松内の景観を^{いろど}る交流拠点

ブナセンター (ブナの資料展示・実習工房)



北限のブナ林と黒松内にまつわる歴史を展示しているほか、自然に関する情報を入手できることに加え、3つの工房(食品・陶芸・木工)で、創作体験ができます。

ブナセンターの本当の魅力は豊かな自然を活用した野外での実践活動。

四季を通じて様々な催しが開催されています。

トワ・ヴェール (特産物手づくり加工センター)



仏語で「緑の屋根」という意味のトワ・ヴェール。

なだらかな丘の上に建ち、牛乳など黒松内産の素材を活かしチーズ・アイス・クリーム・ハム・ソーセージを製造・販売しています。

2階からは、牧歌的な風景とチーズフォンデュなどヨーロッパの田舎をほうふつさせる黒松内オリジナルの食を堪能できます。

歌才オートキャンプ場 「ルピック」



360度林に囲まれた自然の中で、森林浴をしながら野鳥のさえずりが聞こえるオートキャンプ場です。

ブナセンターに隣接し、2.2haのフィールドには、テントサイトとバンガローがゆったりと配置され、お隣り同士気兼ねなくのんびり過ごせ、各サイトにある直火スペースでは焚き火を楽しめます。

トワ・ヴェールⅡ (特産物展示販売施設・道の駅)



国道5号沿いにあり、黒松内の玄関口として、観光情報の提供や特産物の販売をしています。

パン工房があり、北欧型のおもてなしの食を提供する一翼を担っています。

観光情報誌「北海道じゃらん」の誌上において、「道の駅満足度ランキング2008」で、1位に選ばれました。

①屋外広告物の景観配慮

屋外広告物は、商業活動や観光拠点への誘導に欠かせないものですが、無秩序かつ過剰に設置されると、景観を阻害する要因となります。そのため、表示面積や色彩・デザイン、設置数などについては、周辺の景観に配慮がなされることが必要です。

屋外広告物に関する規制は、「北海道屋外広告物条例」に基づいて道が行っていますが、黒松内町の実情にあった屋外広告物の規制誘導を図るため、同条例に基づく地域指定制度を活用することを検討します。

②道路や河川などの公共施設

良好な景観づくりを進めるために、行政は先導的な役割を果たすことが必要不可欠です。道路や河川は、住民生活に密着し、黒松内を訪れる方々の目に必ず触れるため、景観づくりの上では見過すことはできません。町内全域が景観計画区域の黒松内町では、国及び北海道が管理する道路や河川などの公共施設においても、景観配慮について要請し、ヨーロッパの田舎のような統一された景観づくりを町の全域で進めながら「景観重要公共施設」の指定について検討します。

③景観とつなげる農業

農村特有の田園風景、牧歌的風景は、農村の「生業」^{なりわい}がもたらすもので、食糧生産に負けず劣らず農業が生み出す重要な産物です。これらの素材は黒松内町の景観づくりにおいて、ブナ林を中心とした自然景観と並ぶ重要な役割を担っています。

背景となる自然景観とともに、農地を活用した農村ならではのより魅力ある空間をつくるため、「黒松内町農業振興計画」との整合性を図りながら、景観計画の方針を尊重した「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。

皆様の景観に対する配慮一つ一つが集まることによって、真の黒松内らしい景観が生まれ育っていきます。

この景観を子供たちの時代にもつなげることが私たちの責務です。

この景観計画に沿った景観づくりに皆様の御協力をお願いいたします。



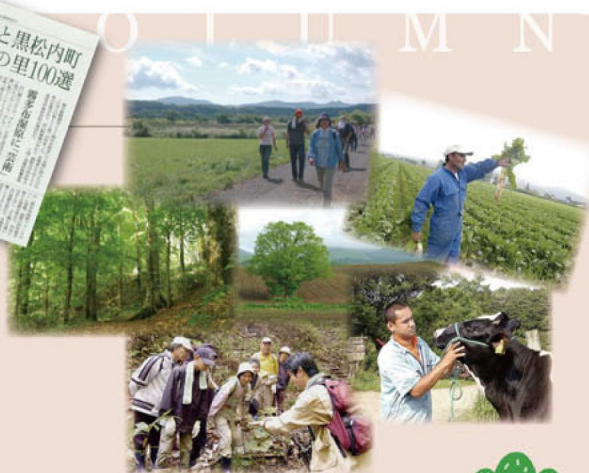
黒松内が“にほんの里100選”に

「景観」「生物多様性」「人の営み」が選定要件

朝日新聞創刊130周年と森林文化協会創立30周年記念事業として選定が進められてきた「にほんの里100選」に、黒松内町が選ばれました。

緑豊かな里山、生き物でにぎわう水辺など、日々の営みで保たれてきた美しい自然と景観、人間模様を対象にして「にほんの里」100カ所を選ぶもので、「景観」「生物多様性」「人の営み」の3要素が選定基準となっています。『男はつらいよ』の監督・山田洋次氏が選定委員長となり、全国から応募された4,474件（北海道からの応募は103件）から、健やかで美しい100の里を選定。

北海道からは、本町と釧路管内浜中町が選ばれました。



人と自然 あふれる物語



黒松内町景観計画【ダイジェスト】



未来へつなげよう 私たちの宝

黒松内の 心安らぐ風景

平成21年4月発行

平成25年8月改訂

黒松内町

〒049-0192

北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

tel.0136-72-3311 fax.0136-72-3316

www.kuromatsunai.com

編集

企画調整課